

貨物船等の積荷流出事故対策について

【 国土交通省・海上保安庁・水産庁 】

提案・要望の内容

近年、多発している貨物船等の積荷流出事故に対して、事故防止対策と事故発生時の緊急支援対策を早期に確立すること。

- ・ 船舶の所有者に対し、積荷の流出事故が起きないように指導を強化するとともに、安全な輸送が確保されるよう必要な措置を講じること
- ・ 積荷流失事故の通報や船主責任保険を義務づけるなど、法制度の充実・強化を図ること
- ・ 積荷流出事故発生に対して、緊急連絡体制を確立するとともに、国が責任を持って洋上回収を行うよう法整備や予算措置を行うこと

【 現状と課題 】

流出事故処理の現状と補償の状況

- ・ 木材流出事故等が生じた場合、県、県漁連、海上保安部が連携し、市町村、関係漁業者の協力により、回収・処理作業を行っている。
- ・ 平成15年11月、平成16年2月、12月に島根県沖合で木材流出事故が連続発生。多額の漁船被害にのぼったが、原因者が特定できず、被害補償はなされなかった。
- ・ これまで、漁業関係者の流木回収に係る経費については、燃料費、漁船乗組員日当についてのみ県が措置している。
- ・ 洋上における漂流物の回収や処理を被害者が中心になって処理している。



平成15年11月島根県大田市沖で発生
(平成15年11月23日山陰中央新報)

【 本県の取組状況・方針 】

全国海区漁業調整委員会を通じて国に要望しており、平成16年12月の事故発生に対しては、同月21日に緊急要望を実施した。

近年多発する積荷流出事故に対して、県を中心として関係機関からなる緊急連絡体制を構築し、事故発生時の対応に備えている。

県では、流失事故発生の際に県漁連へ協力要請を行い、主体となって流木回収を行っている。

【 提案要望の効果 】

積荷保険の義務づけや、流失通報の義務化等により、事故発生の防止効果が向上する。一般航路の安全確保はもとより、沿岸・沖合漁業の安全操業が確保され、漁業経営の安定につながる。

事故発生においては、国が主体となって回収を行うことにより、関係自治体や関係機関の負担が大きく軽減される。

緊急連絡体制の整備や予算措置により、事故発生に対して関係機関が連携した迅速な対応が可能となる。